

消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案【概要】

立法の背景・目的

消費者が苦情の申出等を行う機会を十分に確保すること等その利益の擁護が重要

客からの
悪質クレーム・迷惑行為

従業者等の業務の遂行に支障を生じさせる
従業者等の心身に重大な影響を及ぼすおそれ

消費者の利益が擁護されるよう配慮しつつ、**消費者対応業務関連特定行為対策**を総合的に推進

従業者等が能力を有効に発揮して健康で充実した生活を営む

消費者対応業務関連特定行為

※ 本法案の対象となる悪質クレーム・迷惑行為を次のように整理

加害者

取引先 上司
の従業者 同僚
その業務に
関して行うも
のは、除く。

客
(個人)

消費者対応業務

- ① 消費者への商品・権利の販売又は役務の提供に当たり当該消費者に接し、又は対応する業務
(客に接することが通常想定されていない業務も広く対象とする)
- ② 従業者等に業務上受忍すべき範囲を超えて精神的・身体的な苦痛を与えるおそれのある行為
(例：著しく粗野又は乱暴な言動)

被害者

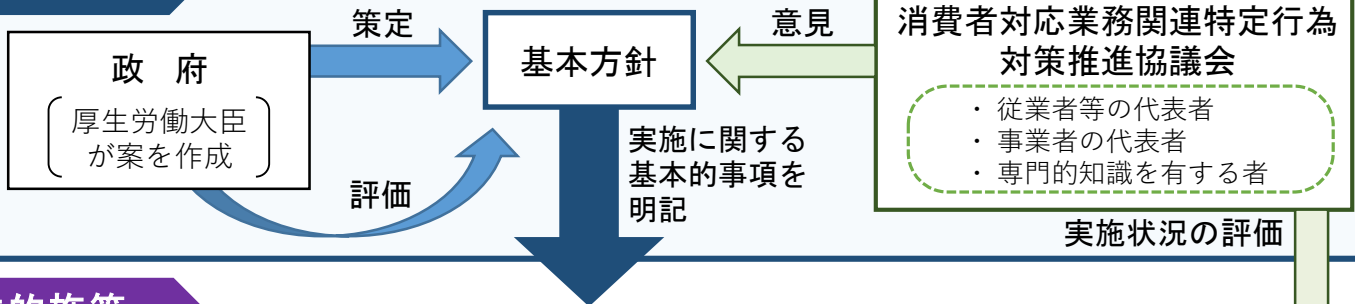
従業者等

使用人 役員・代表者
(公務員も含む) (個人事業主も含む)

基本理念

- (1) 従業者等の就業環境が害されないようにすること
- (2) 事業者が取組を主体的に行うことが重要であること
- (3) 消費者からの苦情の申出等が不当に妨げられることのないよう特に配慮すること

基本方針等



基本的施策

- ① 事業者が行う取組の促進
 - 指針(消費者対応業務関連特定行為の具体例、対処方法を明記)の公表
 - 取組事例等の情報の提供
 - 事後対応等に資する取組(事実の把握・記録の作成等)の支援
 - 専門家の助言等の援助に関する体制の整備 等
- ② 相談体制の整備
- ③ 保健医療サービスの提供
- ④ 再就職の促進等
- ⑤ 民間団体の活動支援
- ⑥ 人材の育成等
- ⑦ 連携協力体制の整備
- ⑧ 調査研究の推進等
(定期的な実態調査 等)
- ⑨ 啓発及び教育

○ 国の責務等、防止啓発月間(10月)、法制上の措置、施行期日(公布から3月以内の政令日)等についても規定
 ○ 検討条項(消費者対応業務関連特定行為に対する規制の在り方について検討)を規定
 (※ 検討を行うに当たり、協議会の意見を聴く)